

# 大手門駐車場におけるEV充電設備整備事業 仕様書

## 1 業務名

大手門駐車場におけるEV充電設備整備事業

## 2 業務概要

本事業は、姫路市総合計画における脱炭素型のまちづくりの推進に寄与するため、姫路城観光のメイン駐車場である大手門駐車場（姫路市本町68番地）において充電インフラの整備を行うもの。

## 3 契約期間（案）

令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

※ 協定書の締結時に最終決定する。

## 4 設置場所

大手門駐車場（兵庫県姫路市本町68番地）

### (1) 駐車場概要

#### ア 営業時間

24時間営業、年中無休

※ ただし、姫路城周辺施設は、12月29日、30日は休業

#### イ 収容台数

600台（普通車555台、大型車45台）

#### ウ 面積

19,650㎡

#### エ 利用料金

普通車：3時間以内600円、24時間以内900円

大型車：24時間以内2,500円

#### オ 立地

- ・年間約20万台（令和4年度実績）の利用がある姫路城周辺における最大規模の公営駐車場
- ・駐車場内に売店（大手門茶屋）、自販機コーナーを併設
- ・トイレ2箇所

### (2) 所有者

土地：国有地（財務省）

建物：出入口ゲート（姫路市）

### (3) 管理運営

公園施設設置(管理)許可に基づき、当機構が姫路市より管理運営を任されている。

※ 補助金の申請などにあたり姫路市に契約関係書類等の必要な書類の協力を求めることは可能

## 5 充電器の種類等

### (1) 種類

急速充電器、又は普通充電器

※ 普通充電器を提案する場合、6kW以上とすること

### (2) 施工範囲

別紙「図面」内、東側の8区画分の範囲で台数を提案すること

※ 契約期間において、利用状況を見ながら増設していくことは可能

※ 増設する場合、その都度姫路市（文化財課）との協議や許可申請が必要である

## 6 業務内容

- (1) 充電器の設置及び維持管理
- (2) 利用者からの充電器の利用に関わる問合せ対応
- (3) 充電器の利用促進のための告知に関すること
  - ※ 施工範囲における区画の整備や告知看板の設置など
  - ※ 入口付近などに告知看板などを設置することは可能である
- (4) 修繕に関すること
  - 充電器やその付帯設備に修繕の必要が生じた場合、当機構に相談の上、速やかに修繕を行うこと
  - ※ 修繕の内容によっては姫路市（文化財課）との協議や許可申請が必要になる場合がある

## 7 留意事項

- (1) 設置・維持管理に関すること
  - ・ 特別史跡地にあたり機器の設置などを含む現状変更には姫路市（文化財課）の許可が必要である
  - ・ 色調などの景観配慮が必要である。姫路市（文化財課）の指示に従うこと
  - ・ 史跡に影響を及ぼす掘削は原則不可である
  - ・ 充電器の設置や維持管理にあたり利用者の安全に配慮し、必要な措置を講じること
  - ・ 本事業に関わる利用者への対応は、受託者において誠実に対応すること
- (2) 利用料金・利用方法に関すること
  - ・ 適切な利用料金設定が行われるよう配慮すること
  - ・ 汎用性と利便性の高い利用システムを構築すること
  - ・ 既存・新規の利用者が双方利用しやすいサービス設計であること
  - ・ 利用者の利便性を向上させるために2種類以上の決済サービスを導入すること
- (3) 運営実績・問合せ対応
  - ・ 組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること
  - ・ トラブルの発生時の連絡先について、充電器などに掲出を行うこと
  - ・ 問合せや故障、苦情等に対処するため、連絡及び対応が可能な運営体制とすること
  - ・ 利用者の個人情報、法令に基づき適切に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること
  - ・ 公共施設への導入実績のあるサービス事業者であり、1年以上の運用実績があること

## 8 その他

- ・ 既存の電源ボックスの流用は可能である
- ・ その他、仕様書の内容等について、疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、当機構と協議の上、実施すること